

		現行の「プレスティア マルチマネー口座 取引規約」文言		新しい「プレスティア マルチマネー口座 取引規約」文言
第3条 当座貸越	1.	<p>別途約定を締結した法人を除き、当座貸越を利用できるのは、各預金の預金者である満20才以上の日本の居住者で当行所定の手続を経た者のみとし、それ以外の預金者は、取引明細の「ご利用可能額」の表示にかかわらず当座貸越は利用できません。この場合の当座貸越限度額は、当行所定の預金を除く各預金を担保とし、本条第2項に定める方法により算出される金額とします。また当座貸越は、あらかじめ指定された各預金口座への入金または送金もしくは現金払いの方法によるものとします。なお預金者は、他行への送金の場合には当行所定の送金手数料を当行に支払うものとします。当座貸越の利用にあたって、当行は、その利用目的、借入その他の同種取引の経験の有無、財産の状況等の申告を求めることができるものとします。その結果、当行が当座貸越を行うことについて適切でないと判断した場合、当行は、当座貸越を拒否することができるものとします。</p>	1.	<p>別途約定を締結した法人を除き、当座貸越を利用できるのは、各預金の預金者である満18歳以上の日本の居住者で当行所定の手続を経た者のみとし、それ以外の預金者は、取引明細の「ご利用可能額」の表示にかかわらず当座貸越は利用できません。この場合の当座貸越限度額は、当行所定の預金を除く各預金を担保とし、本条第2項に定める方法により算出される金額とします。また当座貸越は、あらかじめ指定された各預金口座への入金または送金もしくは現金払いの方法によるものとします。なお預金者は、他行への送金の場合には当行所定の送金手数料を当行に支払うものとします。当座貸越の利用にあたって、当行は、その利用目的、借入その他の同種取引の経験の有無、財産の状況等の申告を求めることができるものとします。その結果、当行が当座貸越を行うことについて適切でないと判断した場合、当行は、当座貸越を拒否することができるものとします。</p>
		<p>以上、プレスティア マルチマネー口座取引規約およびプレスティア マルチマネー口座預金細目は、2020年3月1日より適用します。</p>		<p>以上、プレスティア マルチマネー口座取引規約およびプレスティア マルチマネー口座預金細目は、2022年4月1日より適用します。</p>